

普通会計貸借対照表

1. 基本事項

作成する貸借対照表は、今後整備していく様式として総務省が提示した総務省改訂方式を採用する。この方式は、全自治体が毎年必ず作成する全国的な財務統計である「地方財政状況調査（決算統計）」を基礎データとするため、データの妥当性・統一性・収集の簡易性等が最大の特徴となります。

決算統計データは膨大な量があるため、データベース化し、プログラムによって集計作業を行いました。

なお、総務省改訂方式で作成するにあたっての基本的な前提は以下の5項目になります。

①普通会計を対象

普通会計は、決算統計作成上の概念的な会計で、一般会計にいくつかの特別会計を加えたものです。法適用の公営企業会計にはすでに貸借対照表があるため対象とはしません。また、国民健康保険特別会計、老人医療保健特別会計、下水道特別会計などは対象から外し、くわえて外郭団体や一部事務組合も対象とはしません。

②決算統計データ（昭和44年度～平成23年度）を基礎数値として用いる

決算統計のデータは実際の税等の投下額を示していること、全ての地方公共団体を通じて統一的にデータを把握できること、電算処理化された昭和44年度に遡ってデータの操作が比較的容易であること等の特長から、「総務省改訂方式」では決算統計データを取得原価として用いることとします。

③取得原価主義

取得原価主義とは、過去の実際の支出額を基礎とする会計原則です。実際の支出額に基づくもののため、金額データは一義的に決定されています。

④一年基準を採用

公営企業会計の考え方に準じて、流動・固定の区別は一年基準によることとします。一年基準とは、貸借対照表の表示上、流動、固定を分類するにあたり、「貸借対照表日の翌日から一年以内に入金または支払の期限が到来するものを流動資産または流動負債とし、それ以外のものを固定資産、固定負債とする」分類基準のことです。

⑤貸借対照表作成基準日

地方公共団体では出納整理期間があるために、5月31日が基準日とも考えられがちですが、あくまでも年度末（3月31日）を貸借対照表の作成基準日とします。

出納整理期間（4月1日～5月31日）については、基準日までに終了したもの

として算入することとします。

2. 概要

貸借対照表の図は以下のようになっています。

貸借対照表

(平成〇〇年3月31日現在)

(単位：千円)

借		方		貸		方	
[資産の部]				[負債の部]			
1	公共資産			1	固定負債		
(1)	有形固定資産			(1)	地方債		
①	生活インフラ・国土保全			(2)	長期未払金		
②	教育			①	物件の購入等		
③	福祉			②	債務保証又は損失補償		
④	環境衛生			③	その他		
⑤	産業振興			長期未払金計		0	
⑥	消防			(3)	退職手当引当金		
⑦	総務			固定負債合計			0
	有形固定資産合計		0				
(2)	売却可能資産			2	流動負債		
公共資産合計			0	(1)	翌年度償還予定地方債		
				(2)	短期借入金（翌年度繰上充用金）		
2	投資等			(3)	未払金		
(1)	投資及び出資金			(4)	翌年度支払予定退職手当		
①	投資及び出資金			(5)	賞与引当金		
②	投資損失引当金			流動負債合計			0
投資及び出資金計			0				
(2)	貸付金			負債合計			0
(3)	基金等						
①	退職手当目的基金			[純資産の部]			
②	その他特定目的基金			1	公共資産等整備国県補助金等		
③	土地開発基金			2	公共資産等整備一般財源等		
④	その他定額運用基金			3	その他一般財源等		
⑤	退職手当組合積立金			4	資産評価差額		
基金等計			0	純資産合計			0
(4)	長期延滞債権						
(5)	回収不能見込額						
投資等合計			0				
3	流動資産						
(1)	現金預金						
①	財政調整基金						
②	減債基金						
③	歳計現金						
現金預金計			0				
(2)	未収金						
①	地方税						
②	その他						
③	回収不能見込額						
未収金計			0				
流動資産合計			0				
資産合計			0	負債・純資産合計			0

借方に計上される項目の概略は以下の通りです。

公共資産とは、

- ・ 公共サービスを提供するための施設
 - ・ 将来、公共サービスを提供する施設となる予定の土地
 - ・ 自治体が管理している遊休地などがあります。
- その中でも、売却を予定している資産を売却可能資産として計上します。

投資及び出資金は、自治体が企業などの株式を購入したり、会社を設立する際に出資したりした金額の、現在の価値が計上されます。出資した時から比べて価値が下がった分については、投資損失引当金に計上します。

貸付金には、住宅購入資金など、現在自治体が貸しているお金の総額が計上されます。

基金とは、自治体がある目的のために積み立てているお金のことで、家計で言えば預金のようなものです。ここで計上されているものは、すぐに解約したりできない、定期預金のような性質の基金です。

長期延滞債権とは、1年以上回収できなかった住民税や公営住宅の使用料などが計上されます。その中でも、将来回収できないと予想される金額は、回収不能見込額として計上されます。

流動資産は、収入が少なくお金が必要な時に、比較的すぐ取り崩せる資産のことです。家計で言えば預金のようなものです。また、ここには1年以内に滞納された住民税なども計上されます。

借		方	
[資産の部]			
1	公共資産		
(1)	有形固定資産		
①	生活インフラ・国土保全		
②	教育		
③	福祉		
④	環境衛生		
⑤	産業振興		
⑥	消防		
⑦	総務		
	有形固定資産合計		0
(2)	売却可能資産		
	公共資産合計		0
	投資等		
(1)	投資及び出資金		
①	投資及び出資金		
②	投資損失引当金		
	投資及び出資金計		0
(2)	貸付金		
(3)	基金等		
①	退職手当目的基金		
②	その他特定目的基金		
③	土地開発基金		
④	その他定額運用基金		
⑤	退職手当組合積立金		
	基金等計		0
(4)	長期延滞債権		
(5)	回収不能見込額		
	投資等合計		0
3	流動資産		
(1)	現金預金		
①	財政調整基金		
②	減債基金		
③	歳計現金		
	現金預金計		0
(2)	未収金		
①	地方税		
②	その他		
③	回収不能見込額		
	未収金計		0
	流動資産合計		0
	資 産 合 計		0

対する貸方の項目は次の通りです。

貸 方	
[負債の部]	
1 固定負債	
(1) 地方債	
(2) 長期未払金	
①物件の購入等	
②債務保証又は損失補償	
③その他	
長期未払金計	0
(3) 退職手当引当金	
固定負債合計	0
2 流動負債	
(1) 翌年度償還予定地方債	
(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金）	
(3) 未払金	
(4) 翌年度支払予定退職手当	
(5) 賞与引当金	
流動負債合計	0
負債合計	0
[純資産の部]	
1 公共資産等整備国県補助金等	
2 公共資産等整備一般財源等	
3 その他一般財源等	
4 資産評価差額	
純資産合計	0
負債・純資産合計	0

固定負債とは、来年は払う必要がないけれどもいずれは払わないといけないお金のことです。

流動負債には、来年支払う予定のお金が計上されます。

純資産とは、借方の項目で計上した資産を手に入れるために使ったお金のうち、借金ではない金額を計上します。公共資産等整備国県補助金と公共資産等整備一般財源等は、公共資産と投資等にかかったお金を、その他一般財源等はそれ以外にかかったお金を表します。資産評価差額は、資産の現在価値を調べた時に取得した時の価値との差額があった場合に計上します。

I. 【資産の部】

資産科目は、公共資産、投資等及び流動資産に分類されています。

1. 公共資産

公共資産とは土地、建物、構築物、機械装置、備品など長期間にわたって行政サービスを提供するために使用される有形固定資産と、売却して現金化することのできる売却可能資産のことです。

有形固定資産の評価は、時価ではなく取得価額とし、決算統計データの普通建設事業費を有形固定資産として計上します。

国や県等の他団体に支出した補助金、負担金等により形成された当該団体等の有形固定資産は、本表には含まれません。(普通建設事業費に係る補助金・負担金等の状況表として附属資料に整理しています。)

2. 投資等

投資等とは、投資及び出資金、貸付金、基金等(財政調整基金・市債管理基金を除く)、長期延滞債権、回収不能見込額のことです。

3. 流動資産

流動資産とは、流動性の高い基金である財政調整基金、市債管理基金、5月31日時点で現金預金として残った歳計現金及び市税や分担金負担金等の収入未済額(未収金)のことです。

II. 【負債の部】

負債科目は、固定負債と流動負債に分類されています。

1. 固定負債

固定負債とは、翌年度以降償還予定の地方債、翌年度以降に支払予定のある債務負担行為、ならびに全職員が普通退職した際に支払う予定の退職給与引当金のことです。

2. 流動負債

流動負債とは、貸借対照表基準日の翌日から1年以内に支払の期限が到来する地方債翌年度償還予定額と、今年度の歳出を歳入では賄いきれなかった際に翌年度の歳入から前倒しして用いる翌年度繰上充用金、未払金、翌年度支払予定退職手当、賞与引当金のことです。

Ⅲ. 【純資産の部】

資産の部の合計額から負債の部の合計額を差し引いた値が計上されます。内訳は、公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等、その他一般財源等、資産評価差額です。

1. 公共資産等整備国県補助金等

公共資産等整備国県補助金等とは、いわゆる国庫支出金及び都道府県支出金のうち資産形成に充当された額を示します。

2. 公共資産等整備一般財源等

公共資産等整備一般財源等とは、資産形成に充てられた一般財源を示します。

3. その他一般財源等

純資産の部に計上されたその他の項目以外に、貸借対照表に計上すべき財源額をさします。

なお、負債として計上した金額の分だけ資産が形成されていない場合は、この値がマイナスで計上されることがあります。

4. 資産評価差額

資産の部に計上される項目において、前年度貸借対照表に計上した額から著しい差が生じた場合に計上されます。主に売却可能資産の評価替えによる変動額などがあります。